

平成 31 年 5 月 16 日

三田市長 森 哲男 様

第 6 期三田市人権のまちづくり推進委員会

委員長 勝 木 洋 子

### 三田市人権施策基本方針の見直しについて（答申）

平成 29 年 7 月 24 日付三人推第 78 号にて、三田市人権施策基本方針の見直しに係る意見を求められた件について、当委員会において審議した結果、別冊「三田市人権施策基本方針 改訂（案）」を答申します。

なお、答申にあたり、三田市人権施策基本方針の見直しに関する附帯意見を下記のとおり提言します。

#### 記

##### 1 主な答申の内容

今回の答申については、現状の人権施策を取り巻く実態に即した内容の見直しを行い、別冊「三田市人権施策基本方針 改訂（案）」を作成しました。

- 近年の人権関係法制度や、第 4 次三田市総合計画及び各個別計画に基づいた取り組み状況の実態に即した内容にあわせ修正。
- 分野別施策について、三田市が近年新たな人権課題として取り組みを進めている「性的マイノリティの人権」「犯罪被害者等の人権」を加え 8 分野に修正。
- 「重点施策とその推進について」は、現状の施策進捗状況にあわせ修正。
- 三田市におけるこれまでの取り組みを一覧表とするなど記載方法も修正。

## 2 「三田市人権施策基本方針」の見直しに対する附帯意見

### (提言 1) 早急に改訂版の策定が行われること。

平成 15 年に策定されてから 15 年が経過しており、現状の人権施策を取り巻く実態とあわない箇所も多くありました。当基本方針は、三田市における人権施策を推進していく指針となるものであり、早急に現状に即した改訂版を策定することを提言します。

### (提言 2) 三田市におけるあらゆる人権課題に対する市民意識の実態を検証し、三田市の実情に即した施策を方針に反映させていくこと。

多岐にわたり、複雑化してきている様々な人権課題の解決に向けて、地域の実情に応じた効果的な人権施策を推進していく必要があります。そのためには、地域の実態（意識）調査は重要な指標となります。今回は、現状の人権施策を取り巻く実態に即した内容の見直しを審議しましたが、今後、当基本方針を改定される際には、市民の人権に関する意識の実態に基づく施策方針を検討していくことを提言します。

### (提言 3) 定期的な基本方針の見直しが行われること。

今後、外国人労働者の受け入れ問題や、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックにあわせ、人権に対する取り組みが大きく変化してくることが予想されます。当基本方針は、三田市総合計画の理念を具現化するための指針であり、2022 年度に策定される第 5 次総合計画の策定にあわせ見直していくことを提言します。

### (提言 4) 今後、次にあげる人権施策の取り組みを早急に進めていくこと。

#### ① 障害者虐待事案に係る人権課題の解決に向け具体的な取り組みを進めていくこと。

今回の事案からは、当事者（障害のある人）本人不在による展開や地域社会の無理解など多くの課題が浮き彫りとなりました。障害者虐待事案を受け設置された「三田市障害者虐待に係る対応検証委員会」から出された検証報告書、検証委員会からの提言を受け設置された「三田市障害者共生協議会」の意見を十分に踏まえ、行政・関係機関だけでなく、社会全体で考えるべき課題として、具体的な取り組みを進めていくこと。

#### ② マイノリティの人たちとの意見交換を行う機会を設けること。

当事者がどのような課題・問題に直面しているか把握し、施策の推進に活かしていくことを提言します。

#### ③ パートナーシップ証明制度の導入に向けた取り組みを進めていくこと。

多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現をめざし、性的マイノリティの人たちに寄り添った環境整備の取り組みの一つとして、自治体がパートナーとして認める制度の導入を進めていくことを提言します。

#### ④ 外国人市民が安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組みを進めていくこと。

出入国管理法が改正されたことにより、多くの外国人の入国が見込まれます。今後、就労問題や日本語習得の支援など様々な問題が予測されることから、外国人市民が安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取り組みを進めていくことを提言します。

**(提言 5) 障害の「害」の表記について漢字表記にすること。**

現在、三田市が作成している文章では、漢字表記とひらがな表記が混在しています。「害」という漢字は悪いイメージを与えるため、ひらがな表記を使用している考え方について、ひらがなを使うことによって当事者からは不快に感じるという意見もあります。

障害は病気や外傷等から生じる個人の問題で、克服するのは個人の責任とする考え方(医学モデル)ではなく、「社会が障害をつくっており、それを取り除くのは社会の責務である」という「社会モデル」の考え方を広く周知していく必要があります。この考え方は、すべての人権課題の解消に共通したものであり、漢字表記を使用することによる「社会モデル」の考え方について、啓発を進めていくことを提言します。

また、「障碍」の「碍」という漢字については、

- ① 当時使用されていた「碍」は、「医学モデル」の考え方である。
- ② 当用漢字ではない「碍」は、小・中学生等学校で習わない漢字であり、あらゆる人に読んでもらうことができない。
- ③ 「害」という文字を使用する方が「社会モデル」を周知できる。

以上の考え方により、「碍」より「害」を使用することを提言します。

**(提言 6) 「(仮称) 人権に関する条例」等について検討を進めていくこと。**

私たちの人権を取り巻く課題は、部落差別問題のほか、女性、外国人、障がいのある人、高齢者、子どもに対する人権に加え、性的マイノリティや犯罪被害者などへの人権問題など多様化しています。すべての人が自分らしく生きやすいまちづくりを進めるため、柱となる「(仮称) 人権に関する条例」等の制定について検討することを提言します。